○豊明市ホームページ広告掲載取扱要綱

平成18年11月1日 決裁

改正 平成22年1月28日 平成25年2月8日 平成28年3月31日

> 令和2年10月26日 令和3年12月16日

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱(以下「有料 広告掲載要綱」という。)に基づき、豊明市ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

- 第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、ホームページの品位、公共性及び公益性を妨げないものであって市民に不利益を与えない中立性のあるものとする。ただし、有料広告掲載要綱第3条各号に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しない。
 - (1) 青少年の健全育成に反するもの
 - (2) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの
 - (3) 商品先物取引に関する営業広告
 - (4) 求人広告又はこれに類するもの
 - (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
 - (6) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの (広告の規格)
- 第3条 広告の規格は、次のとおりとする。
 - (1) サイズ 縦50ピクセル×横120ピクセル
 - (2) 画像形式 GIF形式 (アニメーション不可)
 - (3) 容量 5キロバイト以内

(広告を掲載する位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置及び掲載枠数は、市長が定める。

(広告の掲載期間)

- 第5条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は1月単位とし、 最長6月までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定 することができるものとする。
- 2 広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。(広告の掲載料)
- 第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。) は、月額5,000円とする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、ホームページ等で公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

- 第8条 掲載希望者は、掲載を希望する日の4月前から2月前までに、豊明市ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。
- 2 前項の申し込みの際には、誓約書(様式第2号)を添付するものとする。 (広告掲載の決定)
- 第9条 市長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、第2条の規定 に基づき、有料広告掲載要綱第4条に規定する豊明市有料広告審査会(以下 「審査会」という。)による審査を経て広告掲載の可否を決定する。
- 2 市長は、前項により広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に対し、 豊明市ホームページバナー広告掲載決定通知書(様式第3号)により通知する。

(豊明市有料広告審査会)

- 第10条 前条に規定する審査会は、行政経営部長、秘書広報課長、財政課長 及び総務課長で構成し、委員長は行政経営部長とする。
- 2 審査会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ開くことが できない。

- 3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決す るところによる。
- 4 審査会の庶務は、行政経営部秘書広報課において処理する。 (広告内容、デザイン等の審査及び協議)
- 第11条 第9条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載しようとする広告の内容及びデザインについて、審査会の審査を経た後、市長と協議を行うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容、デザイン又はリンク先のWEBページ内容等(以下「広告の内容等」という。)が法令等に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。ただし、広告主が自らの事情により広告の内容等を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して5日前までに市長に届け出るものとする。

(掲載料の納付)

第13条 広告主は、広告の掲載を開始する日の10日前までに、掲載期間に 係る広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告主の責務)

- 第14条 広告主は、第3条に規定する規格による広告原稿を、広告の掲載を 開始する日の20日前までに市長に提出しなければならない。
- 2 原稿及び広告等の作成費用は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。
- 4 第三者から、苦情その他広告の内容等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第15条 広告主は、自己の都合によりホームページへの広告の掲載を取り下 げることができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、豊明市ホームページバナー広告掲載取下申出書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載 料は返還しない。

(広告掲載の取消し)

- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り 消すことができる。
 - (1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 広告の内容が第2条各号の規定に該当すると認められるとき。
 - (3) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
 - (4) 広告主が第12条本文の規定による広告内容等の変更の求めに応じないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、豊明市ホームページバナー広告掲載取消決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 第1項第2号から第5号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、 納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

- 第17条 掲載期間内に、市の都合でホームページを一時的に閉鎖した場合は、 閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、 掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載 できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

- 第18条 市長は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、 掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返 還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告をホームページから 削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

- 3 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。
- 4 第1項による掲載料の還付を受けようとする者は、豊明市ホームページバナー広告掲載料還付請求書(様式第6号)により市長に請求しなければならない。

(委任)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成18年12月1日から施行する。 附 則 (平成22年1月28日)
 - この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則 (平成25年2月8日)
 - この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年3月31日)
 - この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(令和2年10月26日)
 - この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則(令和3年12月16日)
 - この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

豊明市ホームページバナー広告掲載申込書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

(法人その他の団体にあっては、その名称、事) 務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 /

豊明市ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

| | 広告内容 | 別添原稿及び添付データのとおり | | | | | | | | |
|--------|-----------------|---|-----|-----|---|---|-----|-----|-------|--|
| 掲載申込期間 | | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで | (計 | 月) | |
| | ホームページ のアドレス | | | | | | | | | |
| リンク先 | ホームページ の内容 | | | | | | | | | |
| | 添付書類 | | を希! | | | | | トアウ | うトした原 | |
| | その他 | 豊明市税の滞納はありません。広告掲載に関して必要のあるときは、豊明市が納税状況等について調査することに同意 します。 | | | | | | | | |

様式第2号(第8条関係)

誓 約 書

年 月 日

豊明市長 殿

住 所

誓約者 (申込者)

氏 名

(法人その他の団体にあっては、その名称、事 、務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

私は、豊明市ホームページバナー広告掲載申し込みにあたり、豊明市有料広告掲載の取扱いに関する要綱、豊明市ホームページ広告掲載取扱要綱及び下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 広告に使用するイラスト、写真等は事前に著作権の確認を行い、著作権料 が発生する場合はその支払いをするなど適正な手続きを行うこと。
- 2 第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、私の責任及び負担 において解決し、市は責任を一切負わない。市が損害を被った場合も同様と する。

第 号年 月 日

印

豊明市ホームページバナー広告掲載決定通知書

様

豊明市長

年 月 日付で申し込みのありました豊明市ホームページへのバナ

 決定の区分
 □ 掲載します
 □ 掲載しません

 掲載期間
 年月日から年月日まで(計月)

 リンク先アドレス
 円

 広告掲載料
 円

 掲載しない理由

一広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

備 考 広告掲載料は、 年 月 日までに同封の税外徴収票により納付してください。

豊明市ホームページバナー広告掲載取下申出書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

(法人その他の団体にあっては、その名称、事) 務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

豊明市ホームページへのバナー広告の掲載を取り下げたいので、次のとおり 申し出します。

| 取 | 下 | 年 | 月 | 日 | 年 | 月 | 日 | |
|---|---|-----|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 取 | 下 | . 1 | 里 | 由 | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

備 考 「取下年月日」の欄は、広告の掲載をしている場合に記載してください。

 第
 号

 年
 月

 日

豊明市ホームページバナー広告掲載取消決定通知書

様

豊明市長即

豊明市ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり取り消しましたので、豊明市ホームページ広告掲載取扱要綱第16条第2項の規定により通知します。

| 取消年月日 | 年 | 月 | 日 | |
|-------|---|----|---|--|
| 取消理由 | | 71 | 1 | |
| | | | | |

年 月 日

豊明市ホームページバナー広告掲載料還付請求書

豊明市長 殿

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

電 話

(法人その他の団体にあっては、その名称、事 務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

豊明市ホームページバナー広告掲載料について、次のとおり還付を請求します。

| 取 | 消 | 日 | | 年 | J | 月 | | 日 | | |
|---|---|---|--------|------|-----------------|---|--------------|---|----|------|
| 請 | 求 | 額 | | | | | | | | 円 |
| 振 | 込 | 先 | 金融機関名 | | 銀 信 用 農業協 | | 行 庫 組合 | | | 本店支店 |
| | | | 預金種目 | | 普通 | • | 当座 | • | 貯蓄 | |
| | | | 口座番号 | | | | | | | |
| | | | (フリガナ) | | | | | | | |
| | | | 口座名義人 | | | | | | | |

注 口座名義人は、請求者本人としてください。

様式第1号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第15条関係)

様式第5号(第16条関係)

様式第6号(第18条関係)